

重点分野 8 高齢者に安全・安心な地域づくり

生活の基盤となる住まいを確保するとともに、高齢者自らが望む生活を自立的に送ることができるよう、地域住民・関係者と連携・協働した支援に取り組みます。

取り巻く状況

- 本県の「一般世帯総数」に占める「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」の割合は全国と比較して高く、増加傾向にあります。(2020(令和2)年国勢調査)
- 高齢者の住宅や特定生活関連施設^{※1}のバリアフリー化については、まだ不十分な状況です。また、民間賃貸住宅では、高齢者の入居に消極的な家主も多く、高齢者世帯との契約を拒むこともあります。
- ニセ電話詐欺の被害者の半数程度は高齢者で、認知件数は増加傾向にあるほか、交通事故死者における高齢者の割合が高水準で推移し、避難行動要支援者^{※2}に該当する高齢者も増加するなど、これまで以上に複雑・多様化しています。

(1) 多様な住まいの確保

目指す姿

- 高齢者に配慮された住まいが確保されている。

本計画における目標	基準値	目標値
高齢者向け住宅供給の高齢者人口に対する割合	3.5% (R2)	3.8% (R8)

① 福祉施設の整備及び有料老人ホームの適正運営等

現状と課題

- 介護保険施設以外の住まいとして、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの福祉施設に加え、サービス付き高齢者向け住宅があり、全国的に入所者の高齢化が進み、介護が必要な方が増えてきています。
- 新規介護保険施設の設置が難しい中、こうした「住まい」が特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることで、要介護者の受け皿となっています。

※1 特定生活関連施設：不特定かつ多数の者の利用が一般的な建築物、道路、公園、路外駐車場等。

※2 避難行動要支援者：高齢者など自ら避難することが困難な方で、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

今後の取組

○ 養護老人ホームの整備

- ・入所者の高齢化により介護が必要な方が増えてきていることから、設置者からの要望など、必要に応じ、介護保険給付の対象となる特定施設入居者生活介護の適用となる施設への全部又は一部転換を推進します。

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備

- ・軽費老人ホームについては、全室個室化された「ケアハウス」と呼ばれる類型のみ、地域の実情に応じ適切に整備します。その他の類型については、居住環境改善のためケアハウスへの転換を推進します。
- ・入所者の高齢化により介護が必要な方が増えてきていることから、必要に応じ、介護保険給付の対象となる特定施設入居者生活介護の適用施設への全部又は一部転換を推進します。

○ 有料老人ホームの適正運営等

- ・有料老人ホームの設置にあたっては、「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、計画段階から市町と連携し、適正な整備を図ります。
- ・特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、軽度要介護者の受け皿として期待されており、市町・事業者との事前協議をもとに、市町における利用見込者数を踏まえ、市町と連携し適正な整備を図ります。
- ・有料老人ホームの定義に該当する施設については、老人福祉法に基づき適正な業務運営がなされるよう必要な指導を行います。

表 養護老人ホームの整備状況（2023(令和5)年4月1日現在）

（単位：箇所、人）

区分	県合計	老人福祉圏域							
		長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
施設数	30	7	6	5	6	2	1	1	2
定員	1,710	350	385	295	310	100	50	110	110

長崎県長寿社会課

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備状況（2023(令和5)年4月1日現在）

（単位：箇所、人）

区分		県合計	老人福祉圏域							
			長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
A型	施設数	6	4	1	1	0	0	0	0	0
	定員	300	200	50	50	0	0	0	0	0
ケアハウス	施設数	32	12	9	5	4	1	0	0	1
	定員	1,490	569	430	250	161	30	0	0	50

長崎県長寿社会課

表 有料老人ホームの設置届出状況（2023(令和5)年4月1日現在）

(単位：箇所、人)

区分		老人福祉圏域								
		県合計	長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
介護付 有料老人ホーム	施設数	38	10	19	2	7	0	0	0	0
	定員	1,372	397	708	59	208	0	0	0	0
住宅型 有料老人ホーム	施設数	157	56	27	36	16	19	2	0	1
	定員	3,394	1,448	461	1,056	154	235	19	0	21
健康型 有料老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	施設数	195	66	46	38	23	19	2	0	1
	定員	4,766	1,845	1,169	1,115	362	235	19	0	21

長崎県長寿社会課

② 高齢者が住みやすい住宅の確保

現状と課題

- 今後の単身高齢世帯等の増加により、高齢者を含め住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）の居住ニーズが高まる見込みです。
- 住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保のためには、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援体制の構築が必要です。
- 段差解消をはじめ、高齢者に対応した住宅のバリアフリー化については、十分とは言えません。

今後の取組

- 居住支援協議会等と連携しながら高齢者の住まいの確保を推進します。
- バリアフリー構造を備え、安否確認・生活相談サービスを提供できる高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅ならびに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット登録住宅）の登録を促進します。
- 既存公営住宅については、エレベーター設置、手すりの設置、段差解消等のバリアフリー化及びキッチン・バスルーム・洗面室の3か所の給湯を1台の給湯機でまかなう3か所給湯を行うことにより、高齢者が安心して生活できるような住戸改善事業を推進します。

(2) 安心して暮らすための支援の充実

目指す姿

- 高齢者に対するリスクに配慮された環境が整っている。

本計画における目標	基準値	目標値
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	洪水 71% 土砂 65% (R4)	100% (R8)

① 福祉のまちづくり事業の推進

現状と課題

- すべての人が安心して暮らし、社会参加のできる福祉のまちづくりの実現に向けては、既存施設等のバリアフリー化を図ることが必要ですが、十分とは言えません。
- 県内における福祉のまちづくりやユニバーサルデザイン^{※1}の取組を県民や関係団体等に対し周知する機会が不足しています。
- 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）^{※2}の不適正利用により、本当に必要な人が利用できないケースが見受けられています。
- ヘルプマークは援助や配慮を必要としている者を表すマークで、障害者のみならず高齢者も対象ですが、配布枚数が少ない状況です。

今後の取組

- 「長崎県福祉のまちづくり条例^{※3}」の対象施設である特定生活関連施設について、整備基準の遵守の指導や「適合証」の交付などにより、バリアフリー化を促進します。
- 福祉のまちづくりやユニバーサルデザインに対する県民意識の醸成を図り、県全体の気運を高めるため、福祉のまちづくり表彰などの普及啓発事業を継続的に実施します。
- 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）の適正利用を図るため、制度周知を行い、利用証の交付や協力施設の登録拡大を図ります。
- 情報誌等の各種広報媒体を活用し、高齢者に対してヘルプマークを普及します。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍などの違いに関わらず、はじめからすべての人にとって安全、安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス、環境などをデザインすること。

※2 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）：公共的施設等の車椅子利用者用駐車場及び建物出入口付近の位置に設けられた一般駐車場について、歩行困難な利用対象者（身体障害者、高齢者、妊産婦等）に利用証を交付し、利用できる方を明確にするための駐車区画を確保するため、県に協力施設として登録した駐車場。

※3 長崎県福祉のまちづくり条例：高齢者、障害者等の行動を妨げている障壁を取り除き、すべての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために定められた条例。

② 福祉サービスに関する利用者からの苦情の解決

現状と課題

- 福祉サービスに対する苦情については、利用者とサービス提供事業者との間で利用契約が結ばれているため、当事者間で解決に向けて努力することが基本ですが、当事者間では解決できない場合があります。

今後の取組

- 解決斡旋機関として、県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、中立・公平な立場で問題の解決に向けた対応を行い、福祉サービスの適切な利用または提供を図ります。

③ 犯罪被害・交通事故等の防止活動

現状と課題

- 刑法犯認知件数に占める高齢者被害の割合は、この10年間、全体の10パーセントを超える状況が続いているほか、ニセ電話詐欺認知件数に占める高齢者被害の割合についても、概ね全体の50パーセント前後で推移しています。
- 高齢者が関連する交通事故は、発生件数、死者数及び重傷者数のいずれも年々減少傾向で推移している一方、事故全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、特に交通事故死者数に占める高齢者の割合は全体の7割を超えるなど、今後も高齢者が関連する交通事故の発生が懸念されます。
- 効果的な災害対策を推進するため、警察活動のみならず、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を行う必要があります。

高齢者被害に係る刑法犯認知件数

(単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
刑法犯認知件数	7,318	4,659	3,394	3,244
うち高齢者	862	528	428	434
割合(%)	11.8	11.3	12.6	13.4

資料：県警本部

高齢者被害に係るニセ電話詐欺認知件数

(単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
ニセ電話詐欺認知件数	109	96	36	113
うち高齢者	56	70	21	58
割合(%)	51.4	72.9	58.3	51.3

資料：県警本部

高齢者関連事故の発生状況

(単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
発生件数	2,002	1,765	1,481	1,113
構成率 (%)	27.9%	31.2%	37.4%	42.6%
死者数	31	30	16	19
構成率 (%)	66.0%	73.2%	48.5%	70.4%
負傷者数	1,450	1,195	905	640
構成率 (%)	15.7%	16.1%	17.7%	19.3%
うち重症者数	234	205	151	141
構成率 (%)	34.0%	39.8%	41.6%	47.5%

注1 発生件数は高齢者の関連事故件数、死者・負傷者は高齢者の死者・負傷者数

2 構成率は、それぞれ全事故件数、全死者数、全負傷者数に占める割合 資料：県警本部

今後の取組

○ ニセ電話詐欺対策について

- ・ニセ電話詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者世帯に対し、自動通話録音（警告）機の貸出し及びコールセンターによる被害防止広報啓発を実施します。
- ・老人クラブの会合、独居高齢者に対する巡回連絡等の機会における防犯講話・防犯指導を推進します。
- ・金融機関、コンビニエンスストア等に対し、特に高齢者に対する声掛けを依頼するなど関係機関・団体と連携した水際対策を行います。
- ・各種広報媒体の活用、キャンペーンの開催等による広報啓発活動を推進します。

○ 交通安全対策について

- ・自治体及び関係機関・団体と連携した広報キャンペーン、交通安全講習、高齢者訪問指導活動等を実施し、地域が一体となった高齢者の交通事故抑止対策を推進します。
- ・歩行者の交通ルールや電動車椅子の安全な利用方法について周知するとともに、夜間における反射材の着用を促進するなど高齢歩行者対策を推進します。
- ・参加・体験型講習会を開催し、加齢に伴う身体機能の変化が及ぼす運転への影響について周知するとともに、安全運転サポート車の普及啓発を促進し、高齢運転者対策を推進します。併せて、運転に不安を感じる高齢運転者が運転免許を自主返納しやすい環境づ

くりを推進します。

- ・交通安全施設の整備、生活道路対策等高齢者の安全に配慮した交通環境の整備を推進します。

○ 災害対策について

- ・巡回連絡等各種警察活動を通じて、避難行動要支援者その他災害時に支援が必要な方及びそれらの者が入所する施設の実態を把握します。

④ 高齢者防火対策の推進

現状と課題

- 直近 2022（令和 4）年度の住宅火災発生件数は 120 件で、住宅火災による死者数は 31 件、うち 65 歳以上は 17 件、約 9 割を占めています。
- 高齢者の火災による死者を減少させるための防火対策が求められています。

今後の取組

- 県内各消防本部による独居・高齢者宅等の訪問防火診断や住宅用火災警報器の設置の推進に加え、長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて 10 年以上を経過していることから、機器の交換等、維持管理の働きかけを行います。

⑤ 災害時の高齢者対策の推進

現状と課題

- 災害対策基本法により、高齢者や障害のある方等のうち、災害時に自力で避難することが困難で、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町長に義務づけられており、本県では全市町が名簿を作成しています。
- 2021（令和 3）年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が市町の努力義務となり、要支援者に対する計画の策定率は増加してきてはいるものの、36%と低い状況にあります。
- 特に、近年、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害等が多発しており、高齢者などの要支援者が安全に避難できる計画の作成や防災対策が必要です。

今後の取組

<居宅高齢者等（避難行動要支援者）への対応>

- 市町避難行動要支援者担当課長等会議を開催し、各市町の進捗状況の確認を行うとともに、対策の推進に向けて諸課題の把握や情報交換等を行います。
- 国の加速化促進事業を活用し、防災部局と連携して個別訪問等による個別避難計画の進捗や課題を共有するとともに、課題解決に向けて先進事例の紹介や専門家の派遣等を行い、市町の計画策定を支援します。
- 市町の実務者を対象に研修会を開催し、避難行動要支援者対策の取組を促進します。

<高齢者施設への対応>

- 災害時の避難計画について、県のモデル避難計画を活用しながら施設の計画策定を支援するとともに、職員の教育、避難訓練、設備や資器材等の整備・点検等への指導、助言を行います。また、災害時における利用者の安全確保とサービス提供機能維持のため、国庫補助制度の活用等による防災・減災対策を推進します。
- 有事の際には、災害情報システムにより情報を把握し、関係団体との協定に基づき人材・物資・車両の確保などを支援します。

⑥ 感染症対策の推進

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症は感染力が強く、5類移行後においても、多くの施設で感染が拡大したことで、職員が不足し、サービス提供継続が困難となる施設がありました。
- 新型コロナウイルス感染拡大時期においては、救急要請が増加したことで医療体制がひっ迫し、施設内療養者の容体が急変等した場合に医療提供を求めても対応できない事案が発生しました。
- 本県ではこれまで感染防止対策として、ワクチン優先接種の支援や従業者への集中検査、新規入所者へのスクリーニング検査を実施してきたことに加え、感染発生施設への支援として、衛生資材の配布や応援職員派遣、サービス提供体制確保補助事業による感染対策に要した経費等の支援を行ってきました。また、その他の対策として、施設の感染対応力の向上のための研修、健康管理アプリ「N-CHAT」導入などにも取り組んできたところです。
- 外部からの感染を防止するため、家族等による面会が中止されたことに伴い、利用者によっては、フレイルや認知症の進行がみられました。

今後の取組

- 新型コロナウイルス感染症などの感染力の強い新興・再興感染症に対する感染制御や施設内療養に適切に対応できるよう、国の標準マニュアルの啓発や専門家による実地研修等により、施設の感染対応力の底上げを図ります。
- 感染の蔓延時においても、施設への医療提供が確保されるよう、平時から施設と医療機関との連携強化を図ります。
- 面会については、つながりや交流が利用者・家族の心身に与える影響の観点から、感染対策を講じながらの取組が求められているため、専門家による実地研修等で面会時の感染対策を指導するなど、施設の取組を支援します。

(3) 高齢者等への見守り

目指す姿

- 見守りを必要とする人を、様々な人々や方法により、地域全体で見守ることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワークである「消費者安全確保地域協議会」の設置市町数	14 市町 (R4)	21 市町 (R7)

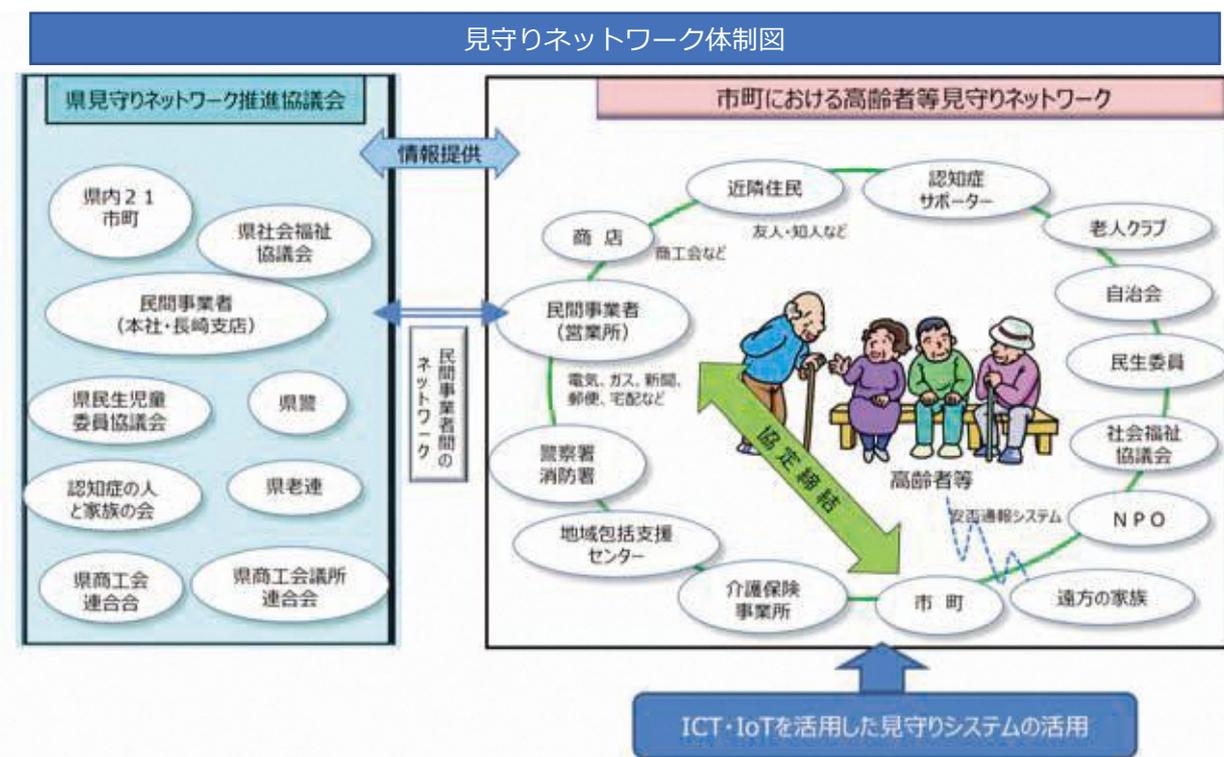
① 多重の見守り体制の整備

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や認知症など支援を要する高齢者の増加が見込まれる一方、地域コミュニティは希薄化しており、それを補完するために多様な主体による見守りの体制が必要です。
- 県内全ての市町において、民間事業者と見守り協定の締結を行っていますが、地域の見守り活動を担う方の高齢化や人手不足も起こっています。それを補完し、効率的な見守りの実施につなげる ICT・IoT 機器を活用した見守りシステム・サービスが開発されており、徐々に普及しています。
- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際などに早期発見・保護に繋がるよう、市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークが必要とされています。

今後の取組

- 見守りを必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町や関係機関・団体、民間事業者で構成する長崎県見守りネットワーク推進協議会を開催することで、見守り活動の目指す姿や課題を共有し、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた見守り体制の構築・推進を支援します。
- 地域で見守りを行う人的ネットワークを形成するためのマンパワー不足への対応など、市町の課題に合った見守り対策を引き続き検討するとともに、ICT・IoT機器を活用した見守りシステム・サービスの普及や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築に向けた取組を進めます。
- 認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や企業・職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を図るとともに、認知症の人や家族の生活支援を行うチームオレンジの整備を進め、認知症高齢者の見守り体制を強化します。



② 消費生活の安全確保

現状と課題

- 相談体制の充実と併せて、被害の予防・拡大防止のための広報啓発の取組が重要ですが、家に閉じこもりがちな高齢者には情報が届きにくい状況にあります。

今後の取組

- 消費者トラブルの防止と救済を図るため、住民に身近な市町の消費生活相談窓口をはじめ苦情相談体制の充実を図るとともに、県消費生活センターの機能強化により市町の支援に努めます。
- 消費者トラブルの予防や被害の拡大防止のため、市町や警察など関係機関と連携し、悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供と注意喚起、相談窓口の周知など広報啓発に努めます。
- 消費者トラブルに関する講座の開催や講師派遣により、高齢者に対して直接注意を呼びかけるとともに、ヘルパー等在宅福祉関係者や民生委員等を対象とした講座の開催により、地域全体での高齢者の見守りを促します。
- 高齢者見守りネットワーク等と一体となった消費者安全確保地域協議会の全市町への設置を促し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。

種類別上位の消費生活相談受付件数（令和4年度）

	構成比	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全 体 (2,153件)	100%	化粧品 (210件)	商品一般 (143件)	レンタル・リース・貸借 (104件)	役務その他 (82件)	他の教養・娯楽 (78件)
60歳代 (407件)	18.9%	化粧品 (50件)	商品一般 (30件)	移動通信サービス (16件)	役務その他 (16件)	郵便・貨物運送サービス (15件)
70歳以上 (592件)	27.5%	化粧品 (46件)	商品一般 (45件)	工事・建築・加工 (28件)	健康食品 (27件)	役務一般 (27件)

出典：県消費生活センター業務報告（令和4年度版）

特殊販売形態別の消費生活相談受付件数（令和4年度）

		相談件数 (全体)	60歳代		70歳以上	
			件数	全体に占める割合	件数	全体に占める割合
訪問販売 104	家庭訪問	62	11	17.7%	33	53.2%
	その他	42	5	11.9%	12	28.6%
通信販売 865	インターネット通販	636	119	18.7%	91	14.3%
	その他	229	35	15.3%	88	38.4%
電話勧誘販売		131	21	16.0%	47	35.9%
マルチ等商法		38	8	21.1%	11	28.9%
ネガティブオプション（送付け商法）		3	0	0.0%	1	33.3%
訪問購入		20	4	20.0%	9	45.0%
その他無店舗の展示販売		18	3	16.7%	6	33.3%
合 計		1,179	206	17.5%	298	25.3%

出典：県消費生活センター業務報告（令和4年度版）

用語の説明

商品一般	商品名を特定できない商品。電子マネー、プリペイドカード、商品券、商店での接客態度など。架空請求も含まれる。
役務その他	既存の区分に該当しない役務。興信所、弁護士、司法書士、行政書士、廃品回収、広告代理サービス、保険等の申請代行サービス。
他の教養・娯楽	スポーツ施設、遊興施設、レジャーランド、インターネットゲーム、出会い系サイト、宝くじ、ギャンブル情報など。
移動通信サービス	携帯電話・スマートフォン等の移動通信及びそれらに関するサービス。
役務一般	役務名を特定できない役務。複数の特典が組み合わされた複合サービス会員。
マルチ商法	加入者が次々に他人を販売組織に加入させ、商品の販売や販売員を増やすことで利益を得ようとする商法。
ネガティブオプション (送付け商法)	注文していないのに商品を勝手に送りつけ、受け取ったことで支払義務があると消費者に勘違いさせ、代金を一方的に請求する販売手法。
訪問購入	事業者が、各戸訪問など店舗以外の場所で貴金属などの物品を消費者から買い取るもの。

③ 認知症等により運転免許を返納した高齢者に対する支援の推進

現状と課題

- 医師の診断により認知症とされ、又は認知機能が低下していると認められる高齢者が運転免許証を自主返納した際に、各地域の地域包括支援センター等と情報を共有することで、各市町による迅速かつ適切な支援へとつなげていく必要があります。

今後の取組

- 県警と各市町との相互連絡体制を構築し、高齢者の円滑かつ効果的な生活支援を図ることを目的とした「運転免許を自主返納した者等に対する市町への支援連絡制度」の周知に努め、地域包括支援センター等との情報共有を推進します。